

# 平成28年度税財政等に関する提案(案)

## ～ 地方法人課税について ～

- I 税源の偏在性の是正
- II 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し
- III 地方創生のための税制措置

平成27年 9 月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

# I 税源の偏在性の是正

## 1 税源の偏在性の是正

- (1) 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。
- (2) 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- (3) 今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。
- (4) 地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。

# I 税源の偏在性の是正（続き）

## 1 税源の偏在性の是正（続き）

- (5) 大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。
- (6) 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

## 2 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべきである。

# 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書(H25.9.17)をもとに富山県において再試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p><b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b></p> <p><b><u>2,400億円</u></b></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p><b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b></p> <p><b>1兆4,400億円 ①</b></p> <hr/> <p><b>臨時財政対策債の減少</b></p> <p><b>△5,800億円 ②</b></p> <hr/> <p>① + ② = <b><u>8,600億円</u></b></p>
歳出(B)	<p><b>社会保障関係費の増加額</b></p> <p><b><u>1,000億円</u></b></p>	歳出(B')	<p><b>社会保障関係費の増加額</b></p> <p><b><u>8,600億円</u></b></p>
(A) - (B) = <b>1,400億円</b>		(A') - (B') = <b>0</b>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

## 平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

### 【消費税率8%段階】

- 地方消費税率の引上げに伴い不交付団体に生じる財源超過を解消し、交付団体との格差が拡大しないよう、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化。
- 地方法人特別税の1/3縮小分については、単に法人事業税に還元するだけでは格差が拡大することなどから、何らかの偏在是正措置が行われるべき。

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小（6,200億円）し、法人事業税に還元

### 平成27年度与党税制改正大綱

### 【消費税率10%段階】

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり道府県税収等の変動

	H25決算 (都道府県)		消費税・地方消費 税率8%段階		法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)		富山県試算 地方法人特別税・譲 与税の見直し (H26税制改正)
最大	180,979 円/人	→	187,084 円/人	→	178,752 円/人	→	184,054 円/人
最小	70,870 円/人		70,870 円/人		71,485 円/人		71,113 円/人
最大/最小	2.55 倍		2.64 倍		2.50 倍		2.59 倍

## Ⅱ 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

国と地方を通じた巨額の財政赤字に加え、今後、社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

### 1 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成27年度大綱において「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とされていることから、今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

### 2 外形標準課税の更なる拡大

- (1) 法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、今後、法人税改革を継続するにあたっては、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、大法人について外形標準課税をさらに拡大していく方向で引き続き検討すべきである。
- (2) また、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

## 法人税改革の概要（法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保）

### ○法人実効税率の引下げ〔平成27年度税制改正〕

	現行		27年度	28年度
法人税率	25.5%	⇒	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%		6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

### ○法人税（国）

＜法人税の税率引下げ＞（現行：25.5%→23.9%） ▲6,690億円

#### ＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

① 欠損金繰越控除の見直し（控除限度80%→50%） （うち80%→65%）	(H29 ~ )	+3,970億円
	(H27・H28)	(+1,920億円)
② 受取配当等益金不算入の見直し		+920億円
③ 租税特別措置の見直し		+1,790億円
<b>小 計</b>	(H29 ~ )	+6,680億円
	(H27・H28)	(+4,630億円)
<b>合 計</b>	(H29 ~ )	▲10億円
	(H27・H28)	(▲2,060億円)

※平年度ベース。

※企業部門に対して、27・28年度の2事業年度にわたり、各年度▲2,060億円の先行減税となる。

### ○法人事業税 （地方）

＜所得割の税率引下げ＞（現行：7.2%→4.8%） ▲7,870億円  
（うち7.2%→6.0%） ( H27 ) ( ▲3,940億円 )

#### ＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

④ 外形標準課税の拡大（全体の2/8→4/8） （うち 2/8→3/8）	(H28 ~ )	+7,800億円
	( H27 )	(+3,900億円)
<b>合 計</b>	(H28 ~ )	▲70億円
	( H27 )	( ▲40億円 )

※平年度ベース。

※平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減収額。



## 外形標準課税の拡大等

(H27 税制改正)  
総務省資料より

- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ㉓ 3/8 → ㉔ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ㉓ 0.72% → ㉔ 0.96%

資本割 現行 0.2% → ㉓ 0.3% → ㉔ 0.4%

所得割 現行 7.2% → ㉓ 6.0% → ㉔ 4.8% (※)

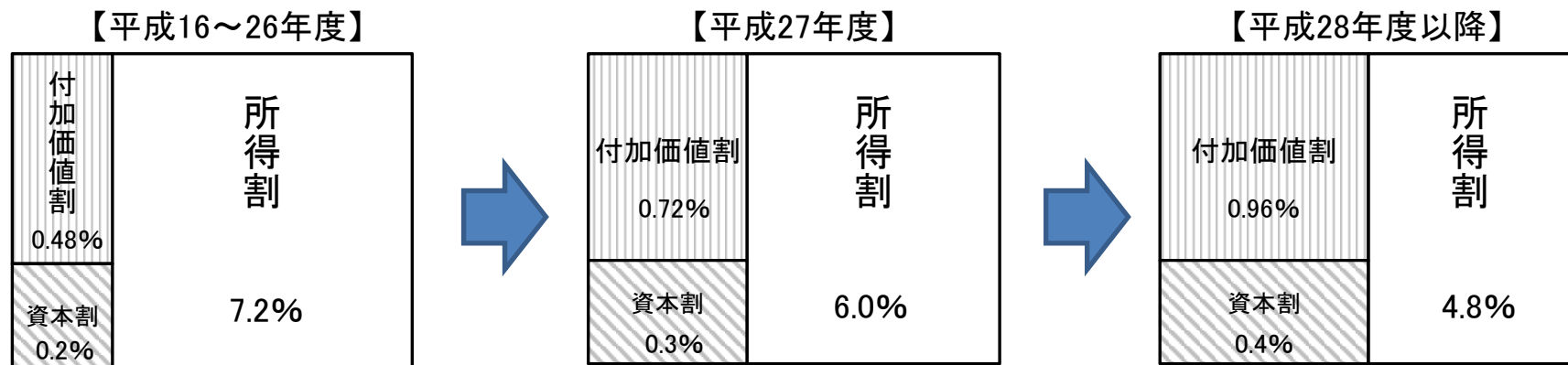
(参考:法人税率 現行 25.5% → ㉓ 以降 23.9%)

法人実効税率 34.62% → ㉓ 32.11% → ㉔ 31.33%  
(▲2.51%) (▲3.29%)

(※) 施行時期

㉓: 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉔: 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用



※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。  
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

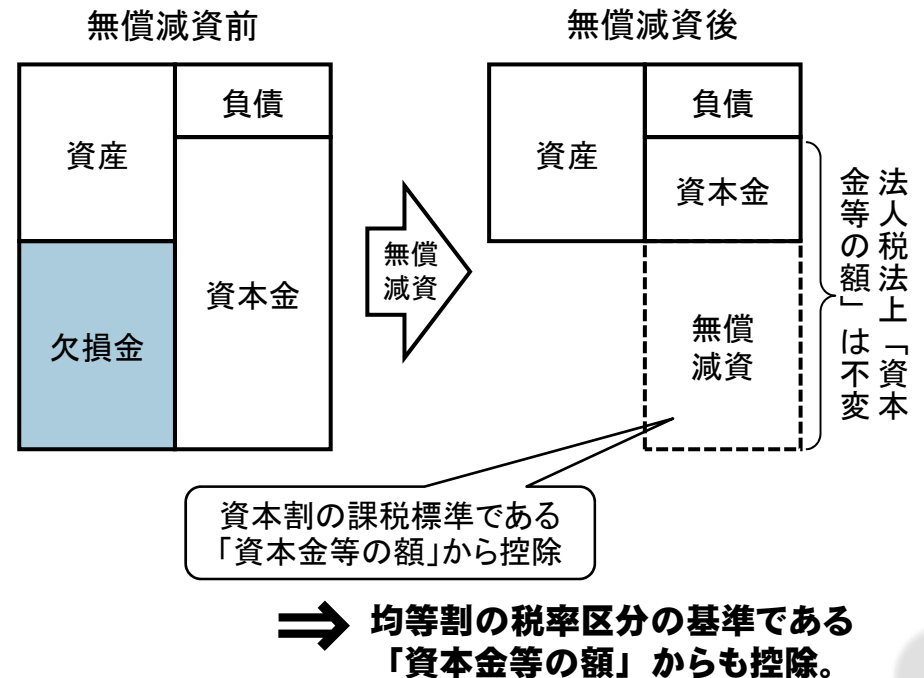
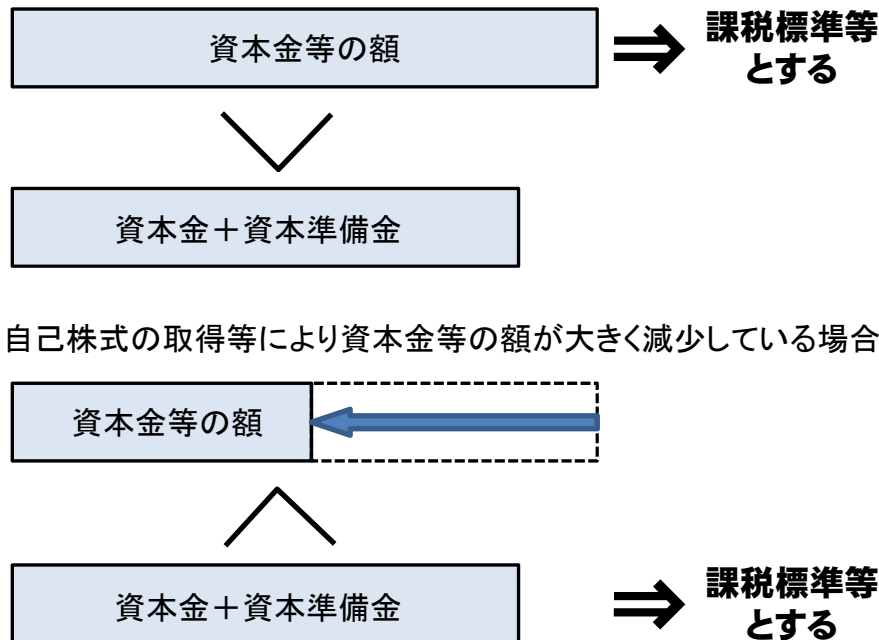


# 法人事業税資本割の課税標準の見直し等（平成27年度改正）

地方法人課税のあり方  
等に関する検討会  
H27.5.26 第24回

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準（以下、「課税標準等」という。）を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
  - ① 法人税法上の「資本金等の額」
  - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額（いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額）
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



## Ⅱ 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し（続き）

### 3 法人事業税の損金算入

法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。

損金算入見直しの検討にあたっては、こうした法人事業税の性格を踏まえ、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。

### 4 法人事業税の分割基準の見直し

- (1) 法人事業税の分割基準のあり方については、前回の見直し（平成17年度）から10年が経過し、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることも踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。
- (2) 見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。

## 法人事業税の分割基準（改正の経緯）

地方法人課税のあり方等に関する検討会H27.4.23 第23回

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務所 等の数 他の1/2を従 業者の数	資本金1億円 以上の法人 の本社管理 部門の従業 者数につい ては1/2	各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 につい ては1/2			証券業が 追加された	1/2を事務 所等の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業								資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置は 廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業			他の1/2 を従業者 の数				1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電所 の固定資産 の価額 他の1/4を固 定資産の価 額	

経過措置あり

## 第5 その他の検討課題

### （地方法人課税の分割基準の見直し）

法人事業税の分割基準については、応益性や国の財源保障責任の観点から、財政調整を目的として変えることは不適當であると考えられるが、例えば、以下の点に着目してより客観性のある指標に変えていくことは望ましい。

- ・ 法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、平成17年度税制改正において、法人事業税の分割基準のうち「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置が廃止されたことについて、どう考えるか
- ・ 工場における産業用ロボット等の導入により無人化への方向が著しく進んでいることから、例えば「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を現行の1.5倍からさらに引き上げるべきではないか
- ・ 製造業に限らず、非製造業における近年のアウトソーシング化の動きを反映させるべきではないか

これらの課題について、実態を把握した上で、諸外国の制度も参考にして、その他の分割基準のあり方も含めて今後検討すべきである。

## 6 その他の検討課題

### （1）分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適當ではない。

# Ⅲ 地方創生のための税制措置

## 地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正では、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」が創設された。

「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

### 地方拠点強化税制の創設（平成27年度税制改正）

#### 拡充型

地方にある、企業の本社機能等の強化

単独または複数市町村の地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成すること

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して  
**特別償却15%または税額控除4%**

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり50万円を税額控除**

(法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人)

【地方税】 **固定資産税、不動産取得税の減免**  
(地方交付税による減収補てんの対象)

#### 移転型

**東京23区からの本社機能(全部・一部)の移転の場合**

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して  
**特別償却25%または税額控除7%**

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり80万円を税額控除**

- ・ **拡充型50万円/人に30万円を上乗せ**  
(雇用者数増加率10%未満: 20万円 + 30万円 = 50万円/人)
- ・ **雇用が維持されれば上乗せ分30万円は3年間継続**
- ・ **上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用**

	1年目	2年目	3年目
税額控除のイメージ	30万	30万	30万
	50万	〔初年度1人最大80万円 3年間1人最大140万円〕	

【地方税】 **固定資産税、不動産取得税に加え事業税の減免**  
(地方交付税による減収補てんの対象)

## 地方拠点強化税制の拡充（雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用）

現行制度等	課題 及び 検討状況	要望内容
<p><b>【現行制度（租特法）】</b></p> <p>○ 地方拠点強化税制においては、東京圏から地方への人の流れを作るため、本社機能の地方移転等を図る企業に対する税制上の優遇措置として、①設備投資減税及び②雇用促進税制がそれぞれ拡充されることとなっている。</p> <p><b>【そのうち、雇用促進税制について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加した雇用者 1 人あたり 50 万円を税額控除（拡充型）</li> <li>・ 移転型の場合は拡充型にさらに 30 万円／人を上乗せ（合計 80 万円／人。上乗せ分の 30 万円は 3 年間継続）</li> </ul> <p>○ 今回の改正租特法において所得拡大促進税制（第 42 条の 12 の 4）の対象年度は『雇用促進税制（第 42 条の 12 の 2）の適用を受ける事業年度を除く。』ことが規定されており、雇用促進税制と所得拡大促進税制は併用不可。</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>◇ 改正租特法に「併用を排除する規定」があることから、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用には「法改正」が必要。</p>	<p>○ <u>本税制は、雇用促進の目的で行うものではなく、東京圏から地方への人の流れ等を促進する趣旨で創設されるもの。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◎ <u>拡充される雇用促進税制と所得拡大促進税制が併用できるようにすべき。</u></p> <p>○ 法改正が必要となることから、平成 28 年度税制改正に向けて検討すべき。</p> <p style="text-align: center;">（&lt;主な要望先&gt; 高市総務大臣、麻生財務大臣 石破地方創生大臣、宮沢経済産業大臣 野田自民党税調会長）</p>

### 平成 28 年度税制改正要望（内閣府）

**地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充〔拡充〕** <税目>（国税）所得税、法人税（地方税）法人住民税

地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。



## (参考) 「企業版ふるさと納税」に関するアンケート結果 (全国知事会)

- 平成27年9月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対して「企業版ふるさと納税」に関するアンケートを実施
- 委員長県を除く22団体からの回答結果をとりまとめ

### (1) 28年度税制改正要望で制度素案が示された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」に対する意見

・ 賛成	4
・ 制度趣旨や方向性に賛成	13
・ 詳細不明でよく分からない	5
・ 制度趣旨や方向性に反対	0
・ 反対	0

#### 【賛成、制度趣旨や方向性に賛成】

- ・ 民間資金の活用が図られ、地方創生に資する効果が期待
- ・ 地方財源の拡充、地方団体間の税財源の偏在是正にも一定の効果
- ・ 企業側の社会貢献活動を促進
- ・ 企業が地方の取組みに興味を持ち、地方を応援するきっかけづくりを促進
- ・ 地方団体間の健全な政策競争の発展が期待

#### 【詳細が不明であり、よく分からない】

- ・ 税額控除の上限額や規模、内閣府による寄附対象事業の認定基準が不明
- ・ 実質的に地方間で税収を移転する制度であり、地方税の応益原則に反する

### (2) 制度創設の検討にあたって留意すべき点など

- ・ 過度な寄附獲得競争や便宜供与などのモラルハザードが生じないような制度設計とすべき
- ・ 寄附対象事業の認定基準の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方団体の自主性を発揮できるものにすべき
- ・ 税額控除の対象税目は、法人税(国税)を中心に検討すべき
- ・ 法人住民税から税額控除する場合は、住民税の「地域の会費」としても性格及び各地方団体の財政力を踏まえた控除限度額の設定を検討すべき
- ・ 企業側、地方団体側の双方にとって簡素な寄附手続きとすべき
- ・ 仮に制度を導入した場合において「本店が所在する地方団体」の事務負担が増大しないように留意すべき
- ・ 基準財政収入額の算定時には、個人向け「ふるさと納税」と同様に寄附金税額控除額を控除する仕組みとすべき